

令和2年6月16日

第4回 日南町議会定例会議案

日 南 町

報告第1号

令和元年度日南町繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和元年度日南町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり本議会に報告する。

令和2年6月16日

日南町長 中 村 英 明

令和元年度 日南町繰越明許費繰越計算書

◆繰越明許
一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	町債	その他		
総務費	総務管理費	1343 タウンズネット管理運営事務	45,000,000	45,000,000	0	0	0	0	45,000,000	
農林水 産業費	農業費	1514 経営所得安定対策事業	6,490,000	6,340,304	0	0	3,500,000	0	2,840,304	
		1110 農用地総合整備事業	6,860,000	6,860,000	0	6,860,000	0	0	0	
		1114 国土調査事業	55,700,000	55,700,000	0	38,520,000	0	0	17,180,000	
	林業費	1176 林業一般管理事務	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	
		1558 日南町林業成長産業化モデル事業	691,804,000	691,804,000	0	75,000,000	606,900,000	0	9,904,000	
		1187 治山事業	46,800,000	46,800,000	0	14,864,760	31,100,000	800,000	35,240	
		1458 林道新設改良事業	131,525,000	131,437,760	0	74,035,000	50,900,000	0	6,502,760	
	土木費	道路橋梁費	1118 道路維持管理事業	58,300,000	58,300,000	0	32,930,459	25,300,000	0	69,541
			1119 道路新設改良事業	41,500,000	41,500,000	0	13,904,000	27,500,000	0	96,000
		住宅費	1123 住宅管理事務	6,880,000	6,880,000	0	0	0	0	6,880,000
教育費	社会教育費	1242 生涯教育総合推進事業	13,260,000	13,260,000	0	0	0	0	13,260,000	
		1258 総合文化センター管理事務費	15,950,000	15,950,000	0	0	15,900,000	0	50,000	
	保健体育費	1268 社会体育施設管理運営事務	16,500,000	16,500,000	0	0	16,500,000	0	0	
災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	1126 公共土木施設災害復旧事業	25,000,000	18,507,920	0	8,842,270	9,600,000	0	65,650	
合計				1,156,839,984	0	264,956,489	787,200,000	800,000	103,883,495	

後期高齢者医療特別会計

諸支出金	償還金及び 還付加算金	1486 保険料還付金	4,000,000	4,000,000	0	0	0	4,000,000	0
------	----------------	----------------	-----------	-----------	---	---	---	-----------	---

令和元年度日南町簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	負担金(補償費)	自己資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	深谷川小規模砂防工事に伴う上下水道施設移転工事(水道)	5,388,000	1,909,600	3,478,400	0	0	2,864,427	613,973	0	0	本体工事の工期に伴うもの

令和元年度日南町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	負担金(補償費)	自己資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	深谷川小規模砂防工事に伴う上下水道施設移転工事(下水道)	2,511,000	890,400	1,620,600	0	0	1,318,552	302,048	0	0	本体工事の工期に伴うもの
1. 資本的支出	1. 建設改良費	日野川霞地区河川改修工事に伴う矢戸地区農業集落排水中継ポンプ制御盤移設	2,200,000	0	2,200,000	0	0	2,200,000	0	0	0	移設場所及び工法の検討に時間を要したため
1. 資本的支出	1. 建設改良費	生山霞処理場ICコントローラ交換工事	6,600,000	0	6,600,000	6,600,000	0	0	0	0	0	発注方法の検討に時間を要したため
合計			11,311,000	890,400	10,420,600	6,600,000	0	3,518,552	302,048	0	0	

報告第2号

令和元年度日南町事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和元年度日南町事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり本議会に報告する。

令和2年6月16日

日南町長 中 村 英 明

令和元年度 日南町事故繰越し繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	町債	その他		
(06)	農林水産業費	(02) 林業費 1458 林道新設改良事業	80,966,124	80,966,124	0	1,184,059	1,184,059	0	0	0	0	1,184,059	県営林道窓山線 開設工事の事故繰 越による。
(06)	農林水産業費	(02) 林業費 1558 日南町林業成長産 業化モデル事業	23,760,000	0	23,760,000	9,174,140	32,934,140	0	0	14,300,000	0	18,634,140	団地造成に向け て地元や林業事業 体と協議を続けて いたが造成面積、 排水問題等の協議 に時間を要したた め、年度内完了が 困難となり事故繰 越を行うもの。
(08)	土木費	(02) 道路橋梁費 1119 道路新設改良事業	38,905,711	38,905,711	0	36,300,000	36,300,000	0	20,008,300	16,200,000	0	91,700	【生山印賀線】 用地所有者から 公園上では他者の 所有とされる土地 の所有権を主張さ れ境界確定が困難 となった。また、 雑木の補償につ いて異議があり、 用地買収に不測の 日数を要したため。
(11)	災害復旧費	(01) 農林水産施 設災害復旧 費 1461 林道災害復旧事業	114,033,760	114,033,760	0	71,150,000	71,150,000	0	55,410,000	11,000,000	0	4,740,000	用地所有者と立 木の補償について 折り合いがつかず 用地買収が難航し た。また、共有地 の地権者が未成年 であり、必要な手 続きに不測の日数 を要したため。
計			257,665,595	233,905,595	23,760,000	117,808,199	141,568,199	0	75,418,300	41,500,000	0	24,649,899	

議案第59号

専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和2年6月16日

日南町長 中村 英明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年5月12日

日南町長 中村 英明

日南町税条例の一部を改正する条例

第1条 日南町税条例（昭和45年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p><u>第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予をする金額又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごと</u></p>	<p><u>第8条から第12条まで 削除</u></p>

の納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間内の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項

6 法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、20 日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第 10 条 法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予(以下この項において「職権による換価の猶予」という。)をする期間内又は同条第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 4 項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)する期間内の各月(町長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の町長が指定する月。次条第 2 項にお

いて同じ。)において、当該職権による換価の猶予をする金額又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予(以下この項において「申請による換価の猶予」という。)をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長(以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月において、当該申請による換価の猶予をする金額又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

<p>(3) <u>分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p>5 <u>法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>6 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第9条第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第4項第3号に掲げる事項</u></p> <p>7 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u></p> <p><u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p><u>第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</p> <p>(個人の町民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p><u>第24条 第9条第6項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p>(個人の町民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

備考 改正部分は下線の部分である。

第2条 日南町税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>第25条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町町放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p>第26条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 60 号

財産の取得について（畜産ドーザー10 t 級購入）

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

日南町長 中村 英明

1. 財 産 の 内 容 畜産ドーザー（10 t 級） 1 台
2. 相 手 方 鳥取県米子市流通町 158 番 10
コマツ山陰株式会社 米子支店
支店長 川上 伸一
3. 契 約 金 額 12,947,000 円（消費税及び地方消費税込）
4. 契約締結の方法 一般競争入札

KOMATSU

WA200-8

特定特殊自動車排出ガス 2014 年基準適合車

WHEEL LOADER

WA200



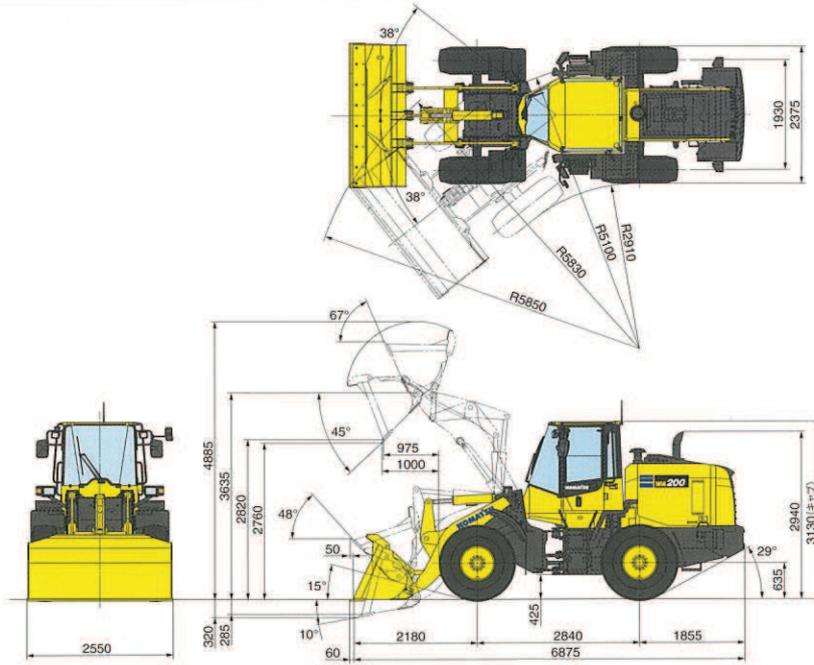
※ カタログ写真はオプションを含む場合があります。

エンジン定格出力 ネット
94.0kW (128PS)

運転質量
10135 kg

バケット容量
2.0 m³

外形図



単位：mm

仕様

項目	単位	機種	WA200-8		
道路運送車両法に基づく届出型式			コマツ YDR-WA137		
エンジン指定型式			コマツ SAA4D107E-3-A		
<small>(注) 道路運送車両法に基づいて国土交通省で審査・決裁されたことにより、特定特殊自動車としての基準適合表示ができません。</small>					
仕様					
運転質量	kg		10135		
機体質量	kg		7885		
エンジン名称			コマツ SAA4D107E-3		
形式			直噴式、ターボ・アフタークラ・クールドEGR		
総行程容積(総排気量)	L(cc)		4.46 [4460]		
定格出力 グロス ^{※1}	kW/min ¹ (PS/rpm)		95.2/2000 [129/2000]		
定格出力 ネット(JIS D0006-1) ^{※2}	kW/min ¹ (PS/rpm)		94.0/2000 [128/2000]		
(ファン最高回転速度時のネット出力)	kW/min ¹ (PS/rpm)		91.1/2000 [124/2000]		
バケット容量 ストックバイル用(B.O.C. ^{※3} 付)	m ³		2.0		
常用荷重	kg		3200		
タイヤサイズ			17.5-25-12PR(L-3)		
性能					
走行速度	1速 前進/後進	km/h	0~4.7 (13.0) ^{※4}		
	2速 前進/後進	km/h	0~13.0		
	3速 前進/後進	km/h	0~21.1		
	4速 前進/後進	km/h	0~34.5		
最大登坂能力	度		25		
アーティキュレート角度	度		38		
最小回転半径(最外輪中心)	mm		5100		
最大掘起力	バケットシリンダ	kN(kgf)	93.2 (9500)		
			上昇時間	秒	5.9
			下降時間	秒	3.6
			ダンプ時間	秒	1.4

項目	単位	機種	WA200-8
寸法			
全長	mm		6935
全幅(バケット幅)	mm		2550
全高	mm		3130
ダンピングクリアランス(45°前傾B.O.C. ^{※3} 先端まで)	mm		2760
ダンピングリーチ(45°前傾B.O.C. ^{※3} 先端まで)	mm		1000
伝導装置			
走行駆動方式			HST(無段変速)
トランスファ形式			常時かみ合い式多軸遊星複合
ブレーキ装置			
足ブレーキ形式			油圧式4輪制動密閉湿式ディスク
駐車ブレーキ形式			トランスファ出力軸制動湿式ディスク
油類の容量			
燃料(JIS軽油、パラフィン系燃料) ^{※5}	L		177
エンジン潤滑油(交換油量)	L		17 (15.5)
AdBlue [®] (補給量)	L		21.1 (14)

※1：エンジン単体(ファンなし)のグロス出力
 ※2：冷却ファン最低回転速度時の値
 ※3：ボルトオンカッティングエッジ
 ※4：4.7~13.0km/hの範囲で任意に設定可能
 ※5：JIS K 2204
 単位は国際単位系(SI)による表示。()内の非SI単位は参考値です。

- 機体質量3トン以上の建設機械の運転には「車両系建設機械運転技能講習修了証」の取得が必要です。コマツ教育所にて技能講習等を実施しておりますのでご利用ください。
- AdBlue[®]はドイツ自動車工業会(VDA)の登録商標です。●本機をご利用される際の注意事項の詳細は、取扱説明書をご覧ください。
- 本機は改良のため、予告なく変更することがありますのでご了承ください。●掲載写真は一部販売車と異なる場合があります。

●お問い合わせ先

KOMATSU

コマツ

国内販売本部 事業企画部
 TEL 03-5561-2714
 〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6
 URL <https://home.komatsu.jp/>

■オペレータの養成・資格修得(大型特殊・車両系建設機械講習等)のご相談はコマツの教育センタへ。
 コマツ教育所
 北海道センタ TEL 011-377-3866 粟津センタ TEL 0761-44-3930
 宮城センタ TEL 022-384-9334 愛知センタ TEL 0586-26-4111
 栃木センタ TEL 0285-28-8300 近畿センタ TEL 06-7711-3481
 群馬センタ TEL 027-350-5356 京都センタ TEL 06-7711-3484
 埼玉センタ TEL 04-2960-3366 奈良センタ TEL 0743-68-3333
 東京センタ TEL 042-632-0635 四国センタ TEL 0897-58-6631
 神奈川センタ TEL 044-287-2071 高知支所 TEL 088-845-0783
 静岡センタ TEL 054-262-0005 九州センタ TEL 092-935-4131

議案第 61 号

日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号) 第 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

日南町長 中村 英明

計画の中で平成 28 年度から令和 2 年度までの期間に過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業内容の一部を変更する。

別紙、新旧対照表のとおり。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

区分	変更前	変更後	備考																																																								
1. 産業の振興	<p>P. 13-14の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 391 700 618">事業名</th> <th data-bbox="700 391 1030 618">事業内容</th> <th data-bbox="1030 391 1164 618">事業主体</th> <th data-bbox="1164 391 1230 618">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 618 700 797">(9) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td data-bbox="700 618 1030 797">簡易水道原水等のペットボトル化（略）</td> <td data-bbox="1030 618 1164 797">町</td> <td data-bbox="1164 618 1230 797"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="700 797 1030 943">産業遺産の活用に向けた学術調査事業（略）</td> <td data-bbox="1030 797 1164 943">町</td> <td data-bbox="1164 797 1230 943"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="700 943 1030 1065">町産米検査料助成事業（略）</td> <td data-bbox="1030 943 1164 1065">町</td> <td data-bbox="1164 943 1230 1065"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="700 1065 1030 1167">雌牛導入奨励事業（略）</td> <td data-bbox="1030 1065 1164 1167">町</td> <td data-bbox="1164 1065 1230 1167"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="700 1167 1030 1269">ワークライフバランス推進事業（略）</td> <td data-bbox="1030 1167 1164 1269">町</td> <td data-bbox="1164 1167 1230 1269"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="700 1269 1030 1359">観光ウェブサイト制作委託事業（略）</td> <td data-bbox="1030 1269 1164 1359">町</td> <td data-bbox="1164 1269 1230 1359"></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(9) 過疎地域自立促進特別事業	簡易水道原水等のペットボトル化（略）	町			産業遺産の活用に向けた学術調査事業（略）	町			町産米検査料助成事業（略）	町			雌牛導入奨励事業（略）	町			ワークライフバランス推進事業（略）	町			観光ウェブサイト制作委託事業（略）	町		<p>P. 13-14の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1308 391 1536 618">事業名</th> <th data-bbox="1536 391 1866 618">事業内容</th> <th data-bbox="1866 391 1999 618">事業主体</th> <th data-bbox="1999 391 2066 618">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1308 618 1536 797">(9) 過疎地域自立促進特別事業</td> <td data-bbox="1536 618 1866 797">簡易水道原水等のペットボトル化（略）</td> <td data-bbox="1866 618 1999 797">町</td> <td data-bbox="1999 618 2066 797"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1536 797 1866 943">産業遺産の活用に向けた学術調査事業（略）</td> <td data-bbox="1866 797 1999 943">町</td> <td data-bbox="1999 797 2066 943"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1536 943 1866 1065">町産米検査料助成事業（略）</td> <td data-bbox="1866 943 1999 1065">町</td> <td data-bbox="1999 943 2066 1065"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1536 1065 1866 1167">雌牛導入奨励事業（略）</td> <td data-bbox="1866 1065 1999 1167">町</td> <td data-bbox="1999 1065 2066 1167"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1536 1167 1866 1269">ワークライフバランス推進事業（略）</td> <td data-bbox="1866 1167 1999 1269">町</td> <td data-bbox="1999 1167 2066 1269"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1536 1269 1866 1359">観光ウェブサイト制作委託事業（略）</td> <td data-bbox="1866 1269 1999 1359">町</td> <td data-bbox="1999 1269 2066 1359"></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(9) 過疎地域自立促進特別事業	簡易水道原水等のペットボトル化（略）	町			産業遺産の活用に向けた学術調査事業（略）	町			町産米検査料助成事業（略）	町			雌牛導入奨励事業（略）	町			ワークライフバランス推進事業（略）	町			観光ウェブサイト制作委託事業（略）	町		
事業名	事業内容	事業主体	備考																																																								
(9) 過疎地域自立促進特別事業	簡易水道原水等のペットボトル化（略）	町																																																									
	産業遺産の活用に向けた学術調査事業（略）	町																																																									
	町産米検査料助成事業（略）	町																																																									
	雌牛導入奨励事業（略）	町																																																									
	ワークライフバランス推進事業（略）	町																																																									
	観光ウェブサイト制作委託事業（略）	町																																																									
事業名	事業内容	事業主体	備考																																																								
(9) 過疎地域自立促進特別事業	簡易水道原水等のペットボトル化（略）	町																																																									
	産業遺産の活用に向けた学術調査事業（略）	町																																																									
	町産米検査料助成事業（略）	町																																																									
	雌牛導入奨励事業（略）	町																																																									
	ワークライフバランス推進事業（略）	町																																																									
	観光ウェブサイト制作委託事業（略）	町																																																									

古民家活用体験事業 (略)	町	
小規模事業者経営改善資金利 子補給事業 (略)	町	
にちなん食のバザール補助事 業 (略)	町	
社員住宅整備補助事業 (略)	町	
おしごとフェア委託事業 (略)	町	

古民家活用体験事業 (略)	町	
小規模事業者経営改善資金利 子補給事業 (略)	町	
にちなん食のバザール補助事 業 (略)	町	
社員住宅整備補助事業 (略)	町	
おしごとフェア委託事業 (略)	町	
<u>サイクルロゲイニング運営委 託事業</u> <u>(町内観光の新たな手段とし て、サイクリングを取り入れ た、商店の利用促進の向上 と、交流人口の増加を目的と したサイクルイベントを実施 する。)</u>	町	

2. 交通通信体系の整
備、情報化及び地域間交
流の促進

P. 20の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(11) 過疎地域自立 促進特別事業	災害時緊急情報システム導入 (略)	町	
	タクシー利用助成 (略)	町	
	県境を跨いだ広域バス運行へ の補助 (略)	町	
	日南町いきいき定住促進条例 に基づいた交付金事業 (略)	町	
	集落除雪対策支援事業 (略)	町	

P. 20の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(11) 過疎地域自立 促進特別事業	災害時緊急情報システム導入 (略)	町	
	タクシー利用助成 (略)	町	
	県境を跨いだ広域バス運行へ の補助 (略)	町	
	日南町いきいき定住促進条例 に基づいた交付金事業 (略)	町	
	集落除雪対策支援事業 (略)	町	

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1267 87 1533 451"></td> <td data-bbox="1533 87 1864 451"> <p>行政ウェブサイト更新事業 (現在の行政ウェブサイトは、SSL通信を行っていないためセキュリティリスクがあるなど、課題が多い状態での運用となっている。また、障害者差別解消法に基づく、ウェブアクセシビリティの向上が求められているため、これに準拠及び解消するために更新を行う)</p> </td> <td data-bbox="1864 87 1999 451" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>町</p> </td> <td data-bbox="1999 87 2197 451"></td> </tr> </table>		<p>行政ウェブサイト更新事業 (現在の行政ウェブサイトは、SSL通信を行っていないためセキュリティリスクがあるなど、課題が多い状態での運用となっている。また、障害者差別解消法に基づく、ウェブアクセシビリティの向上が求められているため、これに準拠及び解消するために更新を行う)</p>	<p>町</p>													
	<p>行政ウェブサイト更新事業 (現在の行政ウェブサイトは、SSL通信を行っていないためセキュリティリスクがあるなど、課題が多い状態での運用となっている。また、障害者差別解消法に基づく、ウェブアクセシビリティの向上が求められているため、これに準拠及び解消するために更新を行う)</p>	<p>町</p>																
<p>3. 生活環境の整備</p>	<p>P. 23の本文中 (中略)</p> <p>P. 24の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考					<p>P. 23の本文中 (中略)</p> <p>⑥火葬場 鳥取県西部広域行政管理組合で管理運営を行っている火葬場「桜の苑」は、供用開始から30年近く経過し、建物及び設備の老朽化が進んでいる。桜の苑を今後も供用していくには、老朽化に対する修繕工事等が必要となる。</p> <p>P. 24の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4)火葬場</td> <td>桜の苑大規模改修負担金</td> <td>西部 広域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(4)火葬場	桜の苑大規模改修負担金	西部 広域	
事業名	事業内容	事業主体	備考															
事業名	事業内容	事業主体	備考															
(4)火葬場	桜の苑大規模改修負担金	西部 広域																

過疎地域自立促進市町村計画参考資料

議案第61号資料

1. 事業計画(平成28年度～令和2年度)

(単位:千円)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町	71,000	11,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
		基盤整備事業負担金	県	35,700	2,100	4,800	10,900	5,300	12,600	
	林業	公有林整備 (保育管理等)	町	136,000				68,000	68,000	
		町産材利用促進助成	町	900				450	450	
		合板・製材生産性強化支援事業	町	83,400	83,400					
		林業成長産業化対策事業	町	523,736		48,486	106,250	190,000	179,000	
		日野川の森林木材団地整備事業	町	620,000				620,000		
		町産材加工施設改修事業	町	3,025				3,025		
	(3) 経営近代化施設 農業	農業機械導入補助	町	19,850			2,850	0	17,000	
		林業	高性能林業機械導入補助	町	35,000			35,000		
(7) 商業	共同利用施設 その他	中心地域整備事業 隣接地等整備	町	6,000				3,000	3,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
		担い手集積助成事業(担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る)	町	22,000	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	
		農業者支援補助事業(農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る)	町	18,800	5,000	2,500	2,100	4,200	5,000	
		山林情報バンク事業委託(山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図り、適正な管理を実施する)	町	1,845	1,845					
		野菜等振興補助(農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	76,000	14,000	17,000	15,000	15,000	15,000	
		特産品ブランド化事業(現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る)	町	2,000			2,000	0	0	
		トマト選果場利用促進事業(出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	32,300	6,000	6,000	7,000	7,000	6,300	
		簡易水道原水等のペットボトル化(地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る)	町	2,000	1,000	1,000				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
		産業遺産の活用に向けた学術調査事業(産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する)	町	600	600					
		町産米検査料助成事業(町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る)	町	24,731	4,190	4,736	6,805	4,300	4,700	
		雌牛導入奨励事業(和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)	町	3,500	1,000	1,000	1,000	0	500	
		ワークライフバランス推進事業(仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町	900	900					
		観光ウェブサイト制作委託事業 (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。)	町	5,000		5,000				
		古民家活用体験事業 (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。)	町	7,500		3,000	1,500	1,500	1,500	
		小規模事業者経営改善資金利子補給事業 (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』にかかる資金利子の一部を助成する。)	町	961		146	215	300	300	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
		にちなん食のバザール事業補助金 (日南町で生産される農産物や農産 加工品等の販売機会の拡大、地産 地消の推進及び食を中心とした誘客 による交流人口増加を図る事業の 実施に要する経費を交付する)	町	8,288				4,144	4,144	
		社員住宅整備補助事業 (空き家の利活用と町内企業の雇用 促進を図るため、町内施工業者を活 用して改修した住宅に従業員を入居 させた事業者に対して補助を行う)	町	2,000					2,000	
		おしごとフェア委託事業 (保育園・小学校の早い段階で仕事 に触れる機会をつくり、町内企業へ の関心、働く意欲の創出を図る。)	町	530					530	
		サイクルロゲイニング運営委託事業 (町内観光の新たな手段として、サイ クリングを取り入れた、商店の利用 促進の向上と、交流人口の増加を目的 としたサイクルイベントを実施する。)	町	1,320					1,320	
	(10) その他	鳥獣害防止対策	町	80,347	10,787	12,860	18,900	18,900	18,900	
	小計	—	—	2,111,827	204,014	185,705	291,145	1,017,919	413,044	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	464,049	88,227	92,459	97,945	90,944	94,474	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	464,049	88,227	92,459	97,945	90,944	94,474	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
2. 交通通信体 系の整備、情 報化及び地域 間交流の促進	(1) 市町村道 道路	霞福塚線改良 L=320m, W=5.5(7.0)m	町	184,556	2,406	38,050	44,100	50,000	50,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年度別区分					備考
					H28	H29	H30	R1	R2	
		大菅阿毘線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	129,000			43,000	43,000	43,000	
		古市佐木谷線改良 L=300m, W=5.5(7.0)m	町	25,000				25,000		
		生山印賀線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	113,061	41,061		16,000	26,000	30,000	
		福万来佐木谷線改良 L=700m, W=5.5(7.0)m	町	133,000				70,000	63,000	
		佐木谷虫尾線改良 L=200m, W=4.0(5.0)m	町	35,000				15,000	20,000	
		日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m	町	140,000				30,000	110,000	
		立石吉鉦線改良 L= 300m, W=4.0(5.0)m	町	70,000				10,000	60,000	
		野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m	町	33,075	33,075					
		町道内方線 L= 400m W=4.0(5.0)	町	90,000	5,238	32,800	36,000	15,962		
		北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m	町	20,000				15,000	5,000	
		舗装修繕・霞福塚線外19路線	町	131,435	9,435	10,500	31,500	40,000	40,000	
		法面修繕 日南病院線ほか10路線	町	168,607	47,107	29,100	12,400	40,000	40,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
(3) 林道	橋りょう	トンネル修繕 三国山線	町	5,748	5,748					
		町道落石危険防止対策事業	町	70,000	28,760	10,275	10,000	10,000	10,000	
		橋りょう補修 塚原上石見線外21路線	町	108,016	35,366	39,650		23,000	10,000	
		林道内方線新設改良 L=2,000m, W=3.0(4.0)m	町	384,586	54,586	72,000	83,000	175,000		
		森林基幹道窓山線整備負担金 L=5,800m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	6,624	2,424	4,200				
		道整備交付金県営事業負担金 L=825m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	23,317	3,067	6,750	6,000	7,500		
		県営窓山林道整備事業負担金 L=250m,	鳥取県	52,498	5,490	8,383	9,750	16,875	12,000	
		林道船通山線法面修繕事業	町	87,000			17,000	20,000	50,000	
	その他情報化のための施設	(6)電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設	行政防災無線更新(デジタル化)	町	700,000			318,000	382,000	
			その他の情報化のための施設(地域 チャンネルHD化)	町	11,394	11,394				
町関連施設光化工事		町	14,020					14,020		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
	有線テレビジョン放送施設	CATV設備等の更新に向けての施設整備事業(FTTH化)	町	874,998			33,156	666,820	175,022	
(7) 自動車等	自動車	町営バス9台購入	町	140,900	18,600	30,900	29,900	32,600	28,900	
(9) 道路整備機械等		除雪ドーザ6台	町	79,411	17,626	9,785	10,000	17,000	25,000	
(11) 過疎地域自立促進特別事業		災害時緊急情報システム導入(災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る)	町	3,800	1,700	1,700	400			
		タクシー利用助成(町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る)	町	53,800		19,000	11,600	11,600	11,600	
		県境を跨いだ広域バス運行への補助(バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る)	町	2,700	500	400	600	600	600	
		日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する)	町	16,400	2,000	2,250	4,050	4,050	4,050	
		集落除雪対策支援事業(生活道・歩道・高齢者世帯など地域で必要な除雪作業を行うため、地域が主体となって導入する除雪機に対して補助金を交付する)	町	30,000				14,000	16,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考	
				概算 事業費	年度別区分						
					H28	H29	H30	R1	R2		
		行政ウェブサイト更新事業 (現在の行政ウェブサイトは、SSL通信を行っていないためセキュリティリスクがあるなど、課題が多い状態での運用となっている。また、障害者差別解消法に基づく、ウェブアクセシビリティの向上が求められているため、これに準拠及び解消するために更新を行う)	町	4,066						4,066	
	(12) その他	バス停設置助成	町	4,000				2,000		2,000	
		生山駅バリアフリー化	町	40,000				40,000			
	小計	—	—	3,986,012	325,583	315,743	716,456	1,803,007		824,258	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	106,700	4,200	23,350	16,650	30,250		32,250	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	106,700	4,200	23,350	16,650	30,250		32,250	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—								
	基金取崩分	—	—								
3. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	450,000	60,000	196,000	94,000	50,000		50,000	
		家庭用水施設整備推進事業	町	3,040				1,520		1,520	
		その他 給水施設整備事業	町	3,507						3,507	
	(2) 下水道処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水処理施設整備事業	町	103,200				53,200		50,000	
		浄化槽市町村整備推進事業	町	58,000	8,700	4,100	15,100	15,100		15,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	変更後						備考			
				概算 事業費	年度別区分								
					H28	H29	H30	R1	R2				
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町		163,847	34,294	9,553	40,000	40,000	40,000				
				し尿処理施設	汚泥再生処理センター設置負担金	三町		265,737	265,737				
								その他	プラスチック選別処理施設整備事業	西部広域		50,300	50,300
(4) 火葬場	桜の苑大規模改修負担金	西部広域		16,513								16,513	
(5) 消防施設	可搬消防ポンプB3級 10台	町		16,607	4,500 3台	3,800 2台	2,607 2台	1,900 1台	3,800 2台				
	耐震性貯水槽整備 2基	町		33,400		16,700 1基		16,700 1基					
	公設消防車 1台	町		27,831			27,831 1台						
	消火栓 5基	町		10,600	800 1基	800 1基	3,000 3基	3,000 3基	3,000 3基				
(7) 過疎地域自立促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業(不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)	町		6,376	1,081	865	1,464	1,599	1,367				
	集会所等の整備助成(地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る)	町		23,600	5,600	5,000	3,000	4,000	6,000				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年度別区分					備考
					H28	H29	H30	R1	R2	
		住宅改修助成(住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	42,000	14,000	14,000	14,000			
		簡易水道施設管理システム導入事業(公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	2,600			2,600			
		簡易水道施設監視システム導入事業(現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	29,600			29,600			
		公営企業会計法適用化事業(公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	7,000			7,000			
		農業集落排水処理施設管理システム導入事業(公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	2,600			2,600			
		農業集落排水処理施設監視システム導入事業(現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	25,000			25,000			
		公営企業会計法適用化事業(公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	25,900		18,900	7,000			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
		定住促進住宅建設助成事業 (人口減少が続く本町において、転 入者等の定住促進対策として、生山 駅に近く、利便性の高い町有地を安 価で賃借し、新築する住宅に対して 補助金を交付する。)	町	16,800		4,300	12,500			
	(8)その他	河川掘削維持工事	町	4,000				2,000	2,000	
	小計	—	—	1,388,058	445,012	274,018	287,302	189,019	192,707	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	181,476	20,681	43,065	104,764	5,599	7,367	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	181,476	20,681	43,065	104,764	5,599	7,367	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
4. 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び	(1) 高齢者福祉施設 その他	特別養護老人ホームデイサービスセンター 特殊介護浴槽購入	町	5,600	5,600					
		高齢者福祉施設の改修	町	8,100	4,100		2,000	2,000		
		高齢者福祉施設の設備機器更新	町	62,300		21,700	10,600	15,000	15,000	
		デイサービスセンターの整備	町	260,900				13,400	247,500	
	高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センターの改修	町	3,000					3,000	
		老人ホーム	サービス付き高齢者住宅の整備	民間	515,800				20,800	495,000
	(3) 児童福祉施設 保育所	保育施設の改修・更新	町	800	800					

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
		保育園プレジャーキッズ整備	町					4,928		
	(5)障がい者福祉施設 障がい者支援施設	障害者グループホーム整備	町	13,300		13,300				
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	ワークライフバランス支援(子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	22,000		5,500	5,500	5,500	5,500	
		介護福祉人材育成奨学金制度(介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町	20,470	470	5,000	5,000	5,000	5,000	
		家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)	町	3,060	400	665	665	665	665	
		在宅育児世帯支援事業 (親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。)	町	7,200		1,800	1,800	1,800	1,800	
		中山間地域介護サービス確保対策事業 (介護サービス事業者に対し助成を行うことで、経営の安定を図り、介護サービスの供給を確保する。)	町	20,000				10,000	10,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
	小計	—	—	942,530	11,370	47,965	23,565	79,093	785,465	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	72,730	870	12,965	12,965	22,965	22,965	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	72,730	870	12,965	12,965	22,965	22,965	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
5. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	病院施設の改修等	町	10,000				10,000		
		医療機器等整備	町	74,200	11,800	16,500	5,900	20,000	20,000	
		医師住宅、職員住宅の整備改修	町	30,000					30,000	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療技術職員資格取得資金貸付事業(将来町立病院の看護師を目指す人に資格取得に要する経費の貸付支援を行い、取得後採用した場合には返済を免除する)	町	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
		職員就職支度金貸付事業(医療スタッフ確保のために、就職の際に必要なとなる経費等を支度金として貸し付ける)	町	20,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
		医療職員確保のための情報発信委託事業(医療系専門職求人サイトを利用した情報発信により、医療スタッフの確保を図る)	町	5,500	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
		過疎地の勤務医論文検索システム対策(医師の医療研究のためのインターネットによる学術論文検索サービスを提供するための経費)	町	1,000	200	200	200	200	200	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
		過疎地の勤務医研修支援事業(特に若手医師の研究派遣によるモチベーションの確保対策)	町	3,500	700	700	700	700	700	
	小計	—	—	150,200	20,000	24,700	14,100	38,200	53,200	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	36,000	8,200	8,200	8,200	8,200	3,200	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	36,000	8,200	8,200	8,200	8,200	3,200	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	老朽化施設の改修	町	55,000				37,000	18,000	
		教職員住宅	町	11,600	11,600					
		屋内運動場	町	8,000			8,000			
		その他	町	30,000		15,000		15,000		
		給食施設	町	4,680					4,680	
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	地域振興・活性化センター・まなび宿等整備・改修	町	115,200		12,200	103,000			
		体育施設	町	489,000		38,000	450,000		1,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
	図書館	テニスコート整備(駐車場整備)	町	15,000		15,000				
		総合グラウンド夜間照明改修(LED照明)	町	92,600					92,600	
		図書館システム改修	町	10,010				10,010		
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	学校や家庭における教育支援(指導補助者の配置や教員県研修会等を実施し、地域全体で教育を支えるまちづくりを目指す)	町	100,000	28,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
	国際交流事業(海外派遣事業など国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成を図る)	町	14,800	4,800	2,500	2,500	2,500	2,500		
	ICT教育の充実(ICT機器の導入・更新およびデジタル教材の作成など、ICT教育の推進により効果的効率的な学習を支援する)	町	33,500	27,500	2,000	2,000	2,000			
	高等学校教科書等助成事業 (日南町に居住または日南町出身者の高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校の初期の修業年限の3年間を含む)に在籍する生徒の教科書と副教材の費用を対象として補助する。)	町	6,300		1,700	1,600	1,500	1,500		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
		高等学校等通学費等助成事業(日南町在住又は出身の高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校の初期の修業年限の3年間を含む)に在籍する生徒の通学費等の費用を対象として補助する。)	町	15,100			5,100	5,000	5,000	
		米飯給食負担金支援事業 (日南町内の児童・生徒に対して町が推進している米飯給食のうち、米代金を補助し、物価が上昇している中、保護者の負担軽減を図る)	町	1,000					1,000	
	小計	—	—	1,001,790	71,900	104,400	590,200	91,010	144,280	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	170,700	60,300	24,200	29,200	29,000	28,000	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	170,700	60,300	24,200	29,200	29,000	28,000	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
7. 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	文化団体活動助成(サークル活動等を支援することで、文化の振興、社会教育の推進を図る)	町	4,000	800	800	800	800	800	
		特色ある地域活動助成(地域まちづくり協議会等が地域の特性を活かした活動を推進することに対し助成する)	町	3,500	700	700	700	700	700	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
	(3) その他	文化センター設備等改修工事	町	151,400	25,400			96,000	30,000	
		郷土資料館の整備	町	16,100				16,100		
		文化センター舞台装置更新	町	31,000		31,000				
	小計	—	—	206,000	26,900	32,500	1,500	113,600	31,500	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
基金取崩分	—	—								
8. 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地造成、住宅整備等)	町	61,539	61,539					
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	集落支援員の設置(地域まちづくり協議会の充実含む)(集落の維持のために行うさまざまな話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する)	町	28,280		4,880	7,800	7,800	7,800	
		地域まちづくり協議会への集落維持・活性化支援助成(地域まちづくり協議会の活動に対して支援を行い、地域の活性化を図る)	町	13,837	2,328	2,449	3,060	3,000	3,000	
		若者の結婚・定住の促進(婚活イベント等を開催し若者同士の交流や地域の活性化を目指す)	町	3,000			1,000	1,000	1,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
		中心地ゾーン現地測量等事業(中心 地域整備構想に基づき、対象地域 の測量調査等を実施する)	町	5,000			5,000			
		新卒者等地域就業支援事業(新卒 者等が町内企業に就職した際に助 成することで、雇用の創出、定住促 進を図る)	町	10,800			3,600	3,600	3,600	
		空き家・廃屋対策事業(家屋撤去等 を援助することにより、空き家・廃屋 の適切な管理を促し、地域の生活環 境の保全を図る)	町	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	小計	—	—	137,456	66,867	10,329	23,460	18,400	18,400	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	75,917	5,328	10,329	23,460	18,400	18,400	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	75,917	5,328	10,329	23,460	18,400	18,400	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
9. その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	(1)過疎地域自立促進特別事業	家庭用発電設備等導入促進助成 (自然エネルギーの利活用の促進を図 りCO2削減に努める)	町	6,820			2,620	2,100	2,100	
		木質バイオマス発電事業助成(木質 バイオマス発電事業を行う企業誘致 を助成することにより、森林資源の 活用した地場産業の育成、自然エネ ルギーの利用によるCO2削減を図 る)	町	50,000				50,000		
		土地・家屋台帳履歴管理システム導 入事業(現在紙ベースで管理されて いるものを電子化することにより、利 便性の向上及び省力化を図る)	町	8,000				8,000		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					H28	H29	H30	R1	R2	
		LED等防犯灯の設置助成(地域の安心・安全や省エネルギーを図る)	町	2,500	500	500	500	500	500	
		住民参画協議会の実施(移住者を中心に自由な発想・行動力を発揮できる仕組みを構築し、地域の活性化などの課題解決を図る)	町	440				40	400	
	(2)自然エネルギーを利用するための施設・整備	木質バイオマスエネ利用設備	町	26,800					26,800	
		新石見小水力発電所導水路改修	町	28,000			28,000			
		高齢者福祉施設太陽光発電設備整備	町	38,600					38,600	
	小計	—	—	161,160	500	500	31,120	60,640	68,400	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	67,760	500	500	3,120	60,640	3,000	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	67,760	500	500	3,120	60,640	3,000	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
	総計			10,085,033	1,172,146	995,860	1,978,848	3,410,888	2,531,254	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	1,182,832	189,806	216,568	297,804	267,498	211,156	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	1,182,832	189,806	216,568	297,804	267,498	211,156	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							

議案第 62 号

日南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

次のとおり、日南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

日南町長 中村 英明

日南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

日南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のとおり制定する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員又は町の職員（同法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となるものを除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償の一部免責）

第 2 条 町は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、町長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

(1) 町長 6

(2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防団長又は地方公営企業の管理者 2

(4) 町の職員（前 2 号に掲げる職員を除く。） 1

（議会への報告等）

第 3 条 町長は、町長等がこの条例の規定により町長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

(1) 町長等の損害賠償責任の原因となった事実及び町長等が賠償の責任を負う額

(2) 町長等が賠償の責任を負う額からこの条例に基づき控除する額及びその算定の根拠

(3) 前条の規定により町長等が賠償の責任を免れた額

（委任）

第 4 条 この条例の施行に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

日南町手数料条例の一部改正について

次のとおり、日南町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

日南町長 中村 英明

日南町手数料条例の一部を改正する条例

日南町手数料条例（平成12年日南町条例第8号）の一部を次のとおり改正する。

改正後						改正前					
別表						別表					
	手数料を徴収する事務	手数料の名称	単位	金額	備考		手数料を徴収する事務	手数料の名称	単位	金額	備考
1 ～ 14	略	略	略	略	略	1 ～ 14	略	略	略	略	略
<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>		15	<u>番号法第7条第1項に規定する通知カードの再発行（追記欄の余白がなくなった場合の有効期限内の交付その他再交付がやむを得ないものと町長が認める場合を除く）</u>	<u>個人番号通知カード再発行手数料</u>	<u>1通</u>	<u>500円</u>	
<u>15</u> ～ <u>42</u>	略	略	略	略	略	<u>16</u> ～ <u>43</u>	略	略	略	略	略

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用する。

議案第64号

令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度日南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,858千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,264,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月16日提出

鳥取県 日南町長 中村英明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		9,187	900	10,087
	1 分担金	1,800	900	2,700
14 国庫支出金		1,131,681	6,675	1,138,356
	2 国庫補助金	932,510	6,675	939,185
15 県支出金		836,011	11,612	847,623
	2 県補助金	645,744	11,612	657,356
16 財産収入		63,295	320	63,615
	1 財産運用収入	15,753	320	16,073
18 繰入金		259,635	16,804	276,439
	2 基金繰入金	259,635	16,804	276,439
20 諸収入		248,622	47	248,669
	7 雑入	38,834	47	38,881
21 町債		1,023,771	9,500	1,033,271
	1 町債	1,023,771	9,500	1,033,271
歳入	合 計	7,219,027	45,858	7,264,885

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,946,141	3,783	1,949,924
	1 総務管理費	1,871,199	708	1,871,907
	3 戸籍住民基本台帳費	29,521	3,075	32,596
3 民生費		1,098,280	2,022	1,100,302
	1 社会福祉費	744,446	1,600	746,046
	2 児童福祉費	265,973	422	266,395
6 農林水産業費		1,332,024	13,004	1,345,028
	1 農業費	831,770	2,003	833,773
	2 林業費	500,254	11,001	511,255
7 商工費		117,199	3,000	120,199
	1 商工費	117,199	3,000	120,199
8 土木費		425,917	2,209	428,126
	1 土木管理費	27,886	3	27,889
	5 住宅費	9,596	2,206	11,802
10 教育費		399,579	1,240	400,819
	1 教育総務費	126,818	927	127,745
	2 小学校費	43,210	153	43,363
	3 中学校費	52,896	93	52,989
	6 保健体育費	57,497	67	57,564
11 災害復旧費		27,700	20,600	48,300
	1 農林水産施設災害復旧費	11,000	10,000	21,000
	2 公共土木施設災害復旧費	16,700	10,600	27,300
歳 出	合 計	7,219,027	45,858	7,264,885

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	709,600	証書借入又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし書当初に同じ	716,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎地域自立促進特別事業	151,400	同上	同上	同上	154,400	同上	同上	同上
合計	861,000				870,500			

令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	9,187	900	10,087
14 国庫支出金	1,131,681	6,675	1,138,356
15 県支出金	836,011	11,612	847,623
16 財産収入	63,295	320	63,615
18 繰入金	259,635	16,804	276,439
20 諸収入	248,622	47	248,669
21 町債	1,023,771	9,500	1,033,271
歳入合計	7,219,027	45,858	7,264,885

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,946,141	3,783	1,949,924	3,275		308	200
3 民生費	1,098,280	2,022	1,100,302	330		2	1,690
6 農林水産業費	1,332,024	13,004	1,345,028	5,100	6,500	4	1,400
7 商工費	117,199	3,000	120,199		3,000		
8 土木費	425,917	2,209	428,126			3	2,206
10 教育費	399,579	1,240	400,819	482		50	708
11 災害復旧費	27,700	20,600	48,300	9,100		900	10,600
歳 出 合 計	7,219,027	45,858	7,264,885	18,287	9,500	1,267	16,804

2 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
11 災害復旧費分担金	0	900	900	1 農林水産施設災害復旧費分担金	900	耕地災害等復旧費分担金 900
計	1,800	900	2,700			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 総務費国庫補助金	326,754	3,075	329,829	1 総務管理費補助金	3,075	個人番号制度システム補助金 3,075
3 民生費国庫補助金	14,002	240	14,242	2 児童福祉費補助金	240	子ども・子育て支援交付金 240
22 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	21,293	3,360	24,653	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	3,360	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,360
計	932,510	6,675	939,185			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 総務費県補助金	52,053	200	52,253	1 総務管理費補助金	200	ふるさとでの新しいライフステージ補助金 200
3 民生費県補助金	38,909	90	38,999	2 児童福祉費補助金	90	鳥取県子ども・子育て支援交付金 90
6 農林水産業費県補助金	528,827	2,100	530,927	1 農業費補助金	1,100	土地改良総合整備事業費補助金 1,100
				2 林業費補助金	1,000	鳥取県松くい虫等防除事業費補助金 1,000
10 教育費県補助金	6,715	122	6,837	1 事務局費補助金	122	鳥取県eラーニング教材活用等支援事業費補助金 122
11 災害復旧費県補助金	0	9,100	9,100	1 農林水産施設災害復旧費補助金	9,100	耕地災害等復旧費補助金 9,100
計	645,744	11,612	657,356			

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	5,083	320	5,403	1 利子及び配当金	320	財政調整基金利子収入 140 減債基金利子収入 56 菅が谷プロイラー生産団地基金利子 収入 1 畜産センター基金利子収入 2 土木建設機械整備基金利子収入 3 緑と水のふるさと活性化基金利子 収入 1 国際交流基金利子収入 3 公共施設等建設基金利子収入 80 わかもの定住促進基金利子収入 2 土地開発基金利子収入 30 日南町こどもゆめ基金利子収入 2
計	15,753	320	16,073			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	177,538	16,804	194,342	1 財政調整基金繰入金	16,804	財政調整基金繰入金 16,804
計	259,635	16,804	276,439			

5 (一般会計)

(款) 20 諸収入

(項) 7 雑入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入	38,834	47	38,881	90 雑入	47	雑入[特定財源](教育課) 47
計	38,834	47	38,881			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

12 過疎債	861,000	9,500	870,500	1 過疎債	9,500	過疎対策事業債 6,500 過疎地域自立促進特別事業債 3,000
計	1,023,771	9,500	1,033,271			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5 財産管理費	51,295	308	51,603			308		24 積立金	278	基金管理事務	308
								27 繰出金	30		
10 諸費	982,335	400	982,735	200			200	18 負担金補助及び交付金	400	青年結婚・U I ターン促進事業	400
計	1,871,199	708	1,871,907	200		308	200				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	29,521	3,075	32,596	3,075				12 委託料	3,075	住民基本台帳ネットワークシステム運用事業	3,075
計	29,521	3,075	32,596	3,075							

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	337,378	1,600	338,978				1,600	27 繰出金	1,600	国民健康保険事業	1,600
計	744,446	1,600	746,046				1,600				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	95,364	422	95,786	330		2	90	10 需用費	150	地域子育て支援事業	422
								12 委託料	270		
								24 積立金	2		
計	265,973	422	266,395	330		2	90				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 土木総務費	27,886	3	27,889			3		24 積立金	3	土木一般管理事務	3
計	27,886	3	27,889			3					

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理費	9,596	2,206	11,802				2,206	10 需用費	2,206	住宅管理事務	2,206
計	9,596	2,206	11,802				2,206				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	108,440	927	109,367	360		3	564	7 報償費	263	小中一貫教育事業	927
								8 旅費	301		
								11 役務費	360		
								24 積立金	3		
計	126,818	927	127,745	360		3	564				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

2 教育振興費	16,211	153	16,364	76			77	11 役務費	153	学習指導事務	153
計	43,210	153	43,363	76			77				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 教育振興費	13,216	93	13,309	46			47	11 役務費	93	学習指導事務	93
計	52,896	93	52,989	46			47				

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

2 体育施設費	6,844	0	6,844					12 委託料	561	社会体育施設管理運営事務	
								14 工事請負費	△561		
3 学校給食費	47,383	67	47,450			47	20	18 負担金補助及び交付金	67	学校給食運営事務	67
計	57,497	67	57,564			47	20				

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

1 耕地災害復旧費	6,000	10,000	16,000	9,100		900		14 工事請負費	10,000	耕地災害復旧事業	10,000
計	11,000	10,000	21,000	9,100		900					

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	16,700	10,600	27,300				10,600	14 工事請負費	10,500	公共土木施設災害復旧事業	10,600
								16 公有財産購入費	100		
計	16,700	10,600	27,300				10,600				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び 当該年度末における現在高の見込に関する調書

		(一般会計)				(単位 千円)
区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額		
1. 普通債	6,899,457	7,921,838	[9,500] 1,009,771	673,373	[9,500] 8,258,236	
① 土 木	197,830	210,263	54,500	13,808	250,955	
② 衛 生	26,049	21,792	0	4,278	17,514	
③ 農 林 水 産	10,402	2,230	0	2,231	△ 1	
④ 公 有 林	9,167	4,323	0	1,054	3,269	
⑤ 防 災	234,261	301,369	6,400	5,952	301,817	
⑥ 学 校	33,654	27,149	0	6,616	20,533	
⑦ 過 疎	4,650,026	5,549,350	[6,500] 709,600	464,257	[6,500] 5,794,693	
⑧ 過疎地域自立促進	621,874	716,809	[3,000] 151,400	50,909	[3,000] 817,300	
⑨ 臨時財政特例債	0	0	0	0	0	
⑩ 地域総合整備事業債	0	0	0	0	0	
⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	1,116,194	1,088,553	87,871	124,268	1,052,156	
⑫ 総 務	0	0	0	0	0	

2. 災 害 復 旧 債	63,262	62,906	14,000	12,745	64,161
① 土 木	63,262	62,906	14,000	12,745	64,161
② 農 林 水 産	0	0	0	0	0
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			9,500		9,500
補 正 前 の 額			1,023,771	686,118	8,322,397
合 計	6,962,719	7,984,744	1,033,271	686,118	8,331,897

議案第65号

令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ450千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ653,588千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月16日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		472,310	30	472,340
	3 県負担金・補助金	472,310	30	472,340
7 財産収入		142	30	172
	1 財産運用収入	142	30	172
8 繰入金		80,473	△510	79,963
	1 他会計繰入金	46,653	1,600	48,253
	2 基金繰入金	33,820	△2,110	31,710
歳入	合 計	654,038	△450	653,588

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		565	30	595
	3 積立金	142	30	172
8 保健事業費		14,656	30	14,686
	2 特定健康診査等事業費	3,767	30	3,797
12 国民健康保険事業費納付金		163,317	△510	162,807
	1 医療給付費分	119,669	173	119,842
	2 後期高齢者支援金等分	33,739	△819	32,920
	3 介護納付金分	9,909	136	10,045
歳 出	合 計	654,038	△450	653,588

令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	472,310	30	472,340
7 財産収入	142	30	172
8 繰入金	80,473	△510	79,963
歳入合計	654,038	△450	653,588

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 諸支出金	565	30	595			30	
8 保健事業費	14,656	30	14,686	30			
12 国民健康保険事業費納付金	163,317	△510	162,807			△2,110	1,600
歳出合計	654,038	△450	653,588	30		△2,080	1,600

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 3 県負担金・補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	472,310	30	472,340	2 保険給付費等交付金 (特別交付金)	30	特定健診等負担金 30
計	472,310	30	472,340			

(款) 7 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	142	30	172	1 利子及び配当金	30	財政調整基金利子収入 30
計	142	30	172			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	46,653	1,600	48,253	6 その他一般会計繰入金	1,600	その他一般会計繰入金 1,600
計	46,653	1,600	48,253			

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 国保財政調整基金繰入金	33,820	△2,110	31,710	1 国保財政調整基金繰入金	△2,110	国保財政調整基金繰入金 △2,110
計	33,820	△2,110	31,710			

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 3 積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 基金積立金	142	30	172			30		24 積立金	30	財政調整基金積立金管理	30
計	142	30	172			30					

(款) 8 保健事業費

(項) 2 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	3,767	30	3,797	30				12 委託料	30	特定健康診査等事務	30
計	3,767	30	3,797	30							

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	119,669	158	119,827			△1,442	1,600	18 負担金補助及び交付金	158	一般被保険者医療給付費分	158
2 退職被保険者等医療給付費分	0	15	15			15		18 負担金補助及び交付金	15	退職被保険者等医療給付費分	15
計	119,669	173	119,842			△1,427	1,600				

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	33,739	△824	32,915			△824		18 負担金補助及び交付金	△824	一般被保険者後期高齢者支援金等分 △824
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0	5	5			5		18 負担金補助及び交付金	5	退職被保険者等後期高齢者支援金等分 5
計	33,739	△819	32,920			△819				

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1 一般被保険者介護納付金分	9,909	136	10,045			136		18 負担金補助及び交付金	136	一般被保険者介護納付金分 136
計	9,909	136	10,045			136				

議案第66号

令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度日南町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ936,034千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月16日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財産収入		62	21	83
	1 財産運用収入	62	21	83
歳入	合計	936,013	21	936,034

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金		62	21	83
	1 介護給付費準備基金積立金	62	21	83
歳 出	合 計	936,013	21	936,034

令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 財産収入	62	21	83
歳入合計	936,013	21	936,034

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 基金積立金	62	21	83			21	
歳出合計	936,013	21	936,034			21	

2 歳入

(款) 8 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配当金	62	21	83	1 利子及び配当金	21	介護給付費準備基金利子収入 21
計	62	21	83			

3 歳 出

(款) 9 基金積立金

(項) 1 介護給付費準備基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 介護給付費 準備基金積 立金	62	21	83			21		24 積立金	21	介護給付費準備基金積立金	21
計	62	21	83			21					

令和2年6月 日南町議会定例会

補正予算説明附属資料

一	一般会計		
	企画課	・・・	1
	住民課	・・・	2
	福祉保健課	・・・	3
	農林課	・・・	3
	建設課	・・・	5
	教育課	・・・	7

令和2年度一般会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 総務費
01 項 総務管理費
10 目 諸費

企画課
(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1030 青年結婚・UIターンの促進事業	補正前の額	20,502	2,350	5,000	0	13,152	
	補正額	400	200	0	0	200	
	補正後の額	20,902	2,550	5,000	0	13,352	
<p>○ 事業説明 今年度から、鳥取県への移住を後押しするための『ふるさとでの新しいライフステージ補助金』が新設された。補助金を活用し、結婚や出産を機会とした若年層のUIJターンの促進するための奨励金を交付する。</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 (にちなん新生活応援奨励金) 400 千円 200千円×2件</p> <p>○ 財源 県支出金 200 千円 鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金 400千円×1/2=200千円 (負担割合: 県1/2、町1/2)</p>							

07 款 商工費
01 項 商工費
01 目 商工総務費

企画課
(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1417 企業支援対策事業	補正前の額	49,799	990	14,600	0	34,209	
	補正額	3,000	0	3,000	0	0	
	補正後の額	52,799	990	17,600	0	34,209	
<p>○ 事業説明 「日南町チャレンジ企業支援補助金」の補助項目として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた町内事業者に対し、感染予防に必要な施設改修経費や、新たな事業展開によりコロナ感染症を克服するための経費などを追加し、幅広く支援する。 ・補助率: 2/3 (上限額1,000千円)</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 (チャレンジ企業支援補助金3件) 3,000 千円</p> <p>○ 財源 過疎債ソフト 3,000 千円</p>							

令和2年度一般会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 総務費

03 項 戸籍住民基本台帳費

住 民 課

01 目 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1057 住民基本台帳ネット ワークシステム運用 事業	補正前の額	2,986	186	0	0	2,800	
	補 正 額	3,075	3,075	0	0	0	
	補正後の額	6,061	3,261	0	0	2,800	
<p>○ 事業説明 通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金上限見込額の決定による増額。</p> <p>○ 執行経費 委託料 3,075 千円</p> <p>○ 財 源 個人番号カード交付事業費補助金（国庫補助金） 3,075 千円</p>							

03 款 民生費

01 項 社会福祉費

住 民 課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1061 国民健康保険事業	補正前の額	46,653	21,478	0	0	25,175	
	補 正 額	1,600	0	0	0	1,600	
	補正後の額	48,253	21,478	0	0	26,775	
<p>○ 事業説明 地方単独事業による国庫負担金・補助金減算に係る繰出金の増。</p> <p>○ 執行経費 繰出金（地方単独事業による国庫減算分） 1,600 千円</p>							

令和2年度一般会計補正予算(第2号)説明資料

03 款 民生費

02 項 児童福祉費

福祉保健課

01 目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1291 地域子育て支援事業	補正前の額	34,424	13,141	1,800	3,471	16,012	
	補正額	422	330	0	2	90	
	補正後の額	34,846	13,471	1,800	3,473	16,102	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために必要な費用の増額。 ・ 放課後児童クラブ開設時間拡大による委託料の増額。 新型コロナウイルス感染症対策に伴って生じる可能性のある臨時休業時の放課後児童クラブの開設費用について増額。 ・ こどもゆめ基金の基金利息の見込み増に伴う増額。 <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 (消耗品等) 150 千円 ・ 委託料 (放課後児童クラブ 臨時休業時開設分) 270 千円 ・ 積立金 (こどもゆめ基金) 2 千円 <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども子育て支援交付金 (国) 240 千円 (開設費用: 1/3補助、感染拡大防止費用: 10/10補助) ・ 鳥取県子ども子育て支援交付金 90 千円 (開設費用: 1/3補助) ・ 日南町こどもゆめ基金積立金 2 千円 							

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

農林課

03 目 農業振興費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1514 経営所得安定対策事業	補正前の額	26,585	5,600	15,900	2,435	2,650	
	補正額	2,000	1,100	0	0	900	
	補正後の額	28,585	6,700	15,900	2,435	3,550	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 折渡地区で計画されている県営の土地改良事業について、計画策定業務に先立ち実施する換地等調整業務に係る国補助事業の割当内示が出たので、換地等調整業務を委託により実施する。 <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託料 換地等調整業務委託費 (折渡地区) 2,000 千円 <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県土地改良事業補助金 (国: 55%) 1,100 千円 							

令和2年度一般会計補正予算(第2号)説明資料

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

01 目 林業総務費

農 林 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1176 林業一般管理事務	補正前の額	48,231	1,650	36,500	600	9,481	
	補 正 額	10,000	3,000	6,500	0	500	
	補正後の額	58,231	4,650	43,000	600	9,981	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムが動くなか「新たな森林管理システム推進センター」が設置・運営されるため、当センター推進員と連携して適正な森林管理を図る。 ・ コロナウイルスの感染拡大により、市場における木材需要が急激に減少しており、新たな販売開拓、販売促進を支援して原木の安定供給を図る。 ・ 1月末頃から木材団地の水源が減少傾向にあり業務に支障を来す恐れがあるため、緊急的に水源を確保するために井戸の掘削等必要な支援を行う。 <p>○ 執行経費（負担金補助及び交付金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林管理システム推進センター設置負担金 <ul style="list-style-type: none"> 新たな森林管理システム推進センターの設置・運営経費 500 千円 (事務局：鳥取県森林組合連合会) ・ 原木安定供給等緊急対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 事業主体：日南町森林組合、補助率：1,000円/m3、事業量3,000m3 3,000 千円 ・ 木材団地水源確保緊急対策事業 6,500 千円 <ul style="list-style-type: none"> 事業主体：(株)オロチ 木材団地の水源確保に向けた井戸掘削工事等の実施 <p>○ 財 源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,000 千円 ・ 過疎対策事業債 6,500 千円 							

令和2年度一般会計補正予算(第2号)説明資料

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

02 目 林業振興費

農 林 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1183 森林保全総合対策事業	補正前の額	52,154	34,732	0	5,010	12,412	
	補 正 額	1,001	1,000	0	1	0	
	補正後の額	53,155	35,732	0	5,011	12,412	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里山の保全を図るため、被害が拡大しているナラ枯れ被害の拡大防止を図る。 <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県松くい虫等防除事業（ナラ枯れ対策事業） <ul style="list-style-type: none"> 負担金補助及び交付金《事業主体：日南町森林組合、補助率：10/10 事業面積5.0ha、立木伐採》 1,000 千円 ・ 緑と水のふるさと活性化基金利子積立金 1 千円 <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県松くい虫等防除事業補助金(ナラ枯れ対策事業) 1,000 千円 ・ 緑と水のふるさと活性化基金利子 1 千円 							

08 款 土 木 費

05 項 住 宅 費

01 目 住 宅 管 理 費

建 設 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1123 住宅管理事務	補正前の額	6,313	0	0	6,313	0	
	補 正 額	2,206	0	0	0	2,206	
	補正後の額	8,519	0	0	6,313	2,206	
<p>○ 事業説明</p> <p>町営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕に係る経費の増額。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>需用費 建物設備等修繕費 2,206 千円</p>							

令和2年度一般会計補正予算(第2号)説明資料

11 款 災害復旧費

01 項 農林水産施設災害復旧費

建設課

01 目 耕地災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考																				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																					
1125 耕地災害復旧事業	補正前の額	6,000	0	0	0	6,000																					
	補正額	10,000	9,100	0	900	0																					
	補正後の額	16,000	9,100	0	900	6,000																					
<p>○ 事業説明</p> <p>令和2年4月豪雨災害(4/12~13)による農地及び農業用施設災害復旧事業費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">災害査定申請箇所数</td> <td style="width: 20%;">農地</td> <td style="width: 20%;">1箇所(笠木)</td> <td style="width: 20%;">工事費</td> <td style="width: 10%;">4,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業用施設</td> <td>2箇所(笠木)</td> <td>工事費</td> <td>6,000千円</td> </tr> </table> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工事請負費</td> <td>査定申請見込額10,000千円</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> </table> <p>○ 財源</p> <p>【国県支出金】 9,100千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>農地災害復旧事業補助金(事業費4,000千円×85%)</td> <td style="text-align: right;">3,400千円</td> </tr> <tr> <td>農業用施設災害復旧事業補助金(事業費6,000千円×95%)</td> <td style="text-align: right;">5,700千円</td> </tr> </table> <p>【その他】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>地元負担金</td> <td>事業費10,000千円-補助金9,100千円</td> <td style="text-align: right;">900千円</td> </tr> </table>								災害査定申請箇所数	農地	1箇所(笠木)	工事費	4,000千円		農業用施設	2箇所(笠木)	工事費	6,000千円	工事請負費	査定申請見込額10,000千円	10,000千円	農地災害復旧事業補助金(事業費4,000千円×85%)	3,400千円	農業用施設災害復旧事業補助金(事業費6,000千円×95%)	5,700千円	地元負担金	事業費10,000千円-補助金9,100千円	900千円
災害査定申請箇所数	農地	1箇所(笠木)	工事費	4,000千円																							
	農業用施設	2箇所(笠木)	工事費	6,000千円																							
工事請負費	査定申請見込額10,000千円	10,000千円																									
農地災害復旧事業補助金(事業費4,000千円×85%)	3,400千円																										
農業用施設災害復旧事業補助金(事業費6,000千円×95%)	5,700千円																										
地元負担金	事業費10,000千円-補助金9,100千円	900千円																									

11 款 災害復旧費

02 項 公共土木施設災害復旧費

建設課

01 目 公共土木施設災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考																
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																	
1126 公共土木施設災害復旧事業	補正前の額	16,700	0	9,000	0	7,700																	
	補正額	10,600	0	0	0	10,600																	
	補正後の額	27,300	0	9,000	0	18,300																	
<p>○ 事業説明</p> <p>町道花見山線道路災害復旧工事</p> <p>平成30年災害復旧工事は、令和元年度に繰り越して施工を行ったところであるが、災害件数が多く期限内での施工が困難であった。このことから残工事を行い復旧を図りたい。</p> <p>町道生山福長線排水路復旧工事</p> <p>令和元年度において、平成30年豪雨により生山駅構内から露出した横断管を町道側溝へ接続させる工事を計画した。また、併せて豪雨により被害のあった宅地と線路敷の間の側溝・法面の復旧を行う工事を予定したが、工事着手後、被害の変状がみられ、当初設計では復旧・対策について不十分であると判断し、改めて設計を行い復旧工事を行うもの。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">工事請負費</td> <td style="width: 30%;">町道花見山線</td> <td style="width: 20%;">9,500千円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>町道生山福長線</td> <td>1,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">10,500千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">10,500千円</td> </tr> <tr> <td>公有財産購入費</td> <td style="text-align: right;">100千円</td> </tr> </table>								工事請負費	町道花見山線	9,500千円			町道生山福長線	1,000千円			計	10,500千円		工事請負費	10,500千円	公有財産購入費	100千円
工事請負費	町道花見山線	9,500千円																					
	町道生山福長線	1,000千円																					
	計	10,500千円																					
工事請負費	10,500千円																						
公有財産購入費	100千円																						

令和2年度一般会計補正予算(第2号)説明資料

10 款 教 育 費

01 項 教育総務費

02 目 事務局費

教 育 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考																		
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																			
1531 小中一貫教育事業	補正前の額	6,285	0	1,800	1,007	3,478																			
	補 正 額	927	360	0	3	564																			
	補正後の額	7,212	360	1,800	1,010	4,042																			
<p>○ 事業説明</p> <p>「日南町の子どもの教育在り方検討会」を設置し、学校の配置を含め、学校教育の活性化等今後の日南町の子どもの教育の在り方について検討していく。</p> <p>臨時休校になった場合等に、インターネット環境の無い家庭に対して緊急的にモバイルルーターを貸し出し家庭学習の充実を図る。</p> <p>国際交流基金の利子収入の増額見込による積立金を計上する。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">報償費</td> <td style="width: 60%;">検討会の開催にかかる報償費</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">263 千円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>検討会の開催にかかる旅費</td> <td style="text-align: right;">301 千円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>モバイルルーター通信料</td> <td style="text-align: right;">360 千円</td> </tr> <tr> <td>積立金</td> <td>国際交流基金積立金</td> <td style="text-align: right;">3 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財 源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">360 千円</td> </tr> <tr> <td>国際交流基金利子収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3 千円</td> </tr> </table>								報償費	検討会の開催にかかる報償費	263 千円	旅費	検討会の開催にかかる旅費	301 千円	役務費	モバイルルーター通信料	360 千円	積立金	国際交流基金積立金	3 千円	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		360 千円	国際交流基金利子収入		3 千円
報償費	検討会の開催にかかる報償費	263 千円																							
旅費	検討会の開催にかかる旅費	301 千円																							
役務費	モバイルルーター通信料	360 千円																							
積立金	国際交流基金積立金	3 千円																							
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		360 千円																							
国際交流基金利子収入		3 千円																							

10 款 教 育 費

06 項 保健体育費

03 目 学校給食費

教 育 課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考						
			国県支出金	地方債	その他	一般財源							
1240 学校給食運営事務	補正前の額	47,383	0	5,600	0	41,783							
	補 正 額	67	0	0	47	20							
	補正後の額	47,450	0	5,600	47	41,803							
<p>○ 事業説明</p> <p>小中学校の臨時休校時の給食停止により生じた牛乳分の負担金を支払う。(大山乳業)</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">負担金補助及び交付金</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">67 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財 源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">諸収入 (学校臨時休業対策費補助金)</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: right;">47 千円</td> </tr> </table>								負担金補助及び交付金		67 千円	諸収入 (学校臨時休業対策費補助金)		47 千円
負担金補助及び交付金		67 千円											
諸収入 (学校臨時休業対策費補助金)		47 千円											

にちなん新生活応援奨励金交付要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱（以下「本要綱」という。）は、日南町補助金等交付規則(昭和 45 年日南町規則第 22 号。以下「規則」という。)第 4 条の規定に基づき、にちなん新生活応援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 奨励金は、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口減でも持続的で活力ある地域をつくるために、結婚や出産を機会とした若年者の UIJ ターンを促進することを目的とする。

(交付条件)

第3条 奨励金の受給資格及び交付条件は、次の表に定めるところによる。

適用要件	奨励対象者	奨励金額
県外から日南町に新たに転入した世帯に交付する奨励金 【適用要件】 (1) 日南町に継続して 3 年以上定住する意思があること。 (2) 世帯員全員が、暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。 (3) 転入後、3 年未満に奨励対象者が県外へ転出した場合は、奨励金の全額を返還することに同意すること。県内の他市町村へ転出した場合は、奨励金の半額を返還することに同意すること。 (4) 町及び県が、補助金事業	県外から日南町に 1 ヶ月以内に新たに転入した世帯であって、次の各号をすべて満たしている者とする。 (1) 事業年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに世帯 2 人以上で日南町に住民登録をした世帯。 (2) 日南町への転入日において、世帯員のいずれか（子を除く）が満 39 歳以下であること。 (3) 世帯員のうち、県内市町村に移住したことがある者がいた場合、当該者が県外に転出後 1 年以上経過していること。 (4) 転勤、研修等による転入でなく、日南町に継続して 3 年以上定住する意思があること。 (5) 申請時において、以下のいずれかの要件を満たすこと。 ・結婚をして 3 年以内であること。	1 世帯あたり 20 万円とする。

に関わる情報発信やアンケート等を実施する場合、協力することに同意すること。	<ul style="list-style-type: none">・妊娠中であること。・世帯内に小学校入学前の子がいること。	
---------------------------------------	--	--

第4条 前条に該当し、奨励金の交付を受けようとする者は、定住意思確認書など必要書類を添えて、様式第1号により申請するものとする。

(奨励金の交付)

第5条 町長は、前条により奨励金を交付すべき者と決定したときは、様式第2号により交付決定通知を、また交付することが不相当と決定した時は様式第3号により不交付決定通知をそれぞれ交付するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 町長は、規則第23条により、奨励金の全額及び一部を返還させる場合は、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

○日南町チャレンジ企業支援補助金交付要綱（案）

（平成 24 年 12 月 17 日要綱第 13 号）

改正 平成 26 年 3 月 24 日要綱第 4 号 令和 2 年 3 月 25 日要綱第 7-1 号
令和 2 年 6 月 24 日要綱第 12 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、日南町内で起業、異業種参入、新製品の開発、事業の経営改善又は農林産物の加工販売をしようとする事業者を支援するため交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、日南町補助金等交付規則（昭和 45 年日南町規則第 22 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人、個人、グループ又は団体をいう。
- (2) 起業 事業を営んでいない法人にあつては会社の設立、事業を営んでいない個人、グループ又は団体にあつては開業をいう。
- (3) 業種 日本標準産業分類における各中分類項目をいう。
- (4) 異業種参入 既に事業を営んでいる法人又は個人が、異業種事業（日本標準産業分類の中分類で異なる業種）に参入することをいう。
- (5) 新製品 次のいずれかに該当する技術又は製品で、他者の知的財産権を侵害するものでないものをいう。
 - ア 事業者が新たに開発する技術又は製品であつて、市場に同様の技術又は製品がないもの。
 - イ 市場にある同様の技術又は製品に比べて、素材、手法、外形、機能等の点で優位性を有するもの。
 - ウ 事業者が既に保有する技術又は製品を改良することにより、当該事業者が経営基盤の強化又は事業規模の拡大を図ることができるもの。
- (6) 経営改善 この補助金の適用によって事業の中長期的な経営の安定又は発展が図られることをいう。
- (7) 農林産物加工販売 町内の農林産物を使用し、加工販売を行うもの。
- (8) 新規常用従業員 当該事業に就労させるために新たに雇い入れた者で次のすべてに該当するものをいう。
 - ア 雇用保険法（昭和 49 年法律 116 号）第 7 条の規定に基づく被保険者として雇用された者（派遣、出向、休職その他これに類する形態で雇用された者を除く。）
 - イ 週 30 時間以上勤務する者

ウ 雇い入れの日から引き続き日南町に住所を有する者

(9) 法改正支援 法律等が改正され、新たに規制等が制定されたために施設・設備の設置または改修を行うことに対し支援を行う。

(10) コロナ感染症対策支援 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた町内事業者が、感染予防に必要となる施設改修経費や、新たな事業展開によりコロナ感染症を克服するための経費を幅広く支援する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表8に掲げる業種での事業を営む又は営む予定をする者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 日南町内に事業拠点を置く事業者

(2) 日南町内において補助事業実施年度の3月31日までに起業を予定する者

2 補助事業者は町税等に滞納があってはならない。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 この要綱に基づき交付する補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は次の各号に掲げるものとする。

(1) 日南町内で起業を予定する者または起業した年度から起算して5年を超えない者が日南町内において別表1に定める事業を起業する事業（「日南町チャレンジ企業支援事業（起業支援）」という。以下「起業支援事業」という。）

(2) 日南町内に事業拠点を置く事業者が、日南町内において別表2に定める事業へ異業種参入する事業（「日南町チャレンジ企業支援事業（異業種参入支援）」という。以下「異業種参入支援事業」という。）

(3) 日南町内に事業拠点を置く事業者が、別表3に定める新製品を開発する事業（「日南町チャレンジ企業支援事業（新製品開発支援）」という。以下「新製品開発支援事業」という。）

(4) 日南町内に事業拠点を置く事業者が、別表4に定める経営改善を行うための事業（「日南町チャレンジ企業支援事業（経営改善支援）」という。以下「経営改善支援事業」という。）

(5) 日南町内に事業拠点を置く事業者が、別表5に定める農林産物加工販売を行うための事業（「日南町チャレンジ企業支援事業（農林産物加工販売支援）」という。以下「農林産物加工販売支援事業」という。）

(6) 日南町内に事業拠点を置く事業者が、別表6に定める自社農林産物加工品等の販路拡大を行うための事業（「日南町チャレンジ企業支援事業(打ってでる農林産物加工品販路拡大支援事業)」という。以下「農林産物加工品等販路拡大支援事業」という。）

(7) 日南町内に事業拠点を置く事業者が、別表7に定める事業承継のために町内中小企業が事業承継計画を策定したり、経営安定化・強化のために専門家コンサルタントを活用するための事業（「日南町チャレンジ企業支援事業(事業承継経営強化支援事業)」という。以下「事業承継経営強化支援事業」）

(8) 日南町内に事業拠点を置く事業者が、別表8に定める法改正に対応するための事業（「日南町チャレンジ企業支援事業（法改正支援事業）」という。以下「法改正支援事業」）

(9) 日南町内に事業拠点を置く事業者が、別表9に定める新型コロナウイルス感染症に対応するための事業（「日南町チャレンジ企業支援事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）」という。以下「コロナ感染症対策支援事業」）

2 前項各号に定める事業で、国県及び国県が関与する団体（以下「国県等」という。）の補助制度の交付対象になった事業。ただし、国県等の補助率が70%以上の場合は補助対象外とする。

3 人件費、損失補填、汎用性のあるもの（自動車、パソコン等）は対象外とする。
（事前協議）

第5条 この要綱の適用を受けようとするものは、その内容について事前に町長と協議しなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助事業者は、日南町チャレンジ企業支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

ア 起業支援事業においては（様式第2号その1）

イ 異業種参入支援事業においては（様式第2号その2）

ウ 新製品開発支援事業においては（様式第2号その3）

エ 経営改善支援事業においては（様式第2号その4）

オ 農林産物加工販売支援事業においては（様式第2号その5）

カ 打って出る農林産物加工品販路拡大支援事業においては（様式第2号その6）

キ 事業承継経営強化支援事業（様式第2号その7）

ク 法改正支援事業（様式第2号その8）

ケ コロナ感染症対策支援事業（様式第2号その9）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 直近の決算書類

(4) その他町長が必要と認める書類

（交付申請の制限）

第7条 補助事業の交付申請は、同一補助事業者につき、第4条第1項第1号から第4号、第4条第1項第7号、第4条第1項第9号に定める補助事業はそれぞれ1回限りと

する。ただし、第4条第1項第5号は、補助金上限額に到達するまで申請できるものとする。第4条第1項第6号は、当該年度補助金上限額に到達するまで申請できるものとし、年度ごとの申請を可能とする。

2 前項による制限は次条の規定に基づく交付決定を受けられなかったときは、または、次条の規定に基づく交付決定後3年を経過したのちは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、第6条により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、日南町チャレンジ企業支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定する場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 補助事業により取得し、又は価値が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、町長が別に定める期間)内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(3) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(4) 補助事業により取得し、又は価値が増加した財産については、善良に管理するとともに、補助金の交付目的に従って効果的な運用を行わなければならないこと。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの。

3 次号に掲げるものについては、申請内容に関する審査を省略することができる。

(1) 打って出る農林産物加工品販路拡大支援事業は、事業の性質上、速やかな交付決定が必要であるため。

(2) 法改正支援事業は、法律等の改正による新たな規制により、機器の導入等を必ず行わなければならないため。ただし、根拠となる法令を添付すること。

(事業の変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助事業者が、補助事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、日南町チャレンジ企業支援事業変更(中止・廃止)申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認又は変更決定を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更で特にその必要がないと認めるときは、この限りではない。

(1) 変更事業計画書

- ア 起業支援事業においては（様式第2号その1）
- イ 異業種参入支援事業においては（様式第2号その2）
- ウ 新製品開発支援事業においては（様式第2号その3）
- エ 経営改善支援事業においては（様式第2号その4）
- オ 農林産物加工販売支援事業においては（様式第2号その5）
- カ 打って出る農林産物加工品販路拡大支援事業においては（様式第2号その6）
- キ 事業承継経営強化支援事業（様式第2号その7）
- ク 法改正支援事業（様式第2号その8）
- ケ **コロナ感染症対策支援事業（様式第2号その9）**

(2) 変更収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類（事業の変更、中止又は廃止の承認）

第10条 町長は、前条の規定により承認申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、日南町チャレンジ企業支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、日南町チャレンジ企業支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して20日又は補助金の交付決定のあった日の属する翌年度の4月20日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

- ア 起業支援事業においては（様式第2号その1）
- イ 異業種参入支援事業においては（様式第2号その2）
- ウ 新製品開発支援事業においては（様式第2号その3）
- エ 経営改善支援事業においては（様式第2号その4）
- オ 農林産物加工販売支援事業においては（様式第2号その5）
- カ 打って出る農林産物加工品販路拡大支援事業においては（様式第2号その6）
- キ 事業承継経営強化支援事業（様式第2号その7）
- ク 法改正対応支援事業（様式第2号その8）
- ケ **コロナ感染症対策支援事業（様式第2号その9）**

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 領収書の写

(4) 完成が確認できる写真（工事写真、改修写真、備品購入写真等）

(5) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業完了年度から3年度の間、事業報告を日南町チャレンジ企業支援事業自己点検報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の翌年

度の4月20日までに町長に提出しなければならない。ただし、決算時期が12月でない法人については決算が確定し次第提出するものとする。第4条第1項第9号に定める補助事業は、下記(1)から(3)の提出を免除するものとする。

- (1) 自己点検実施確認表（様式第9号）
- (2) 直近の決算書類
- (3) その他町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書を受理したときは、必要な審査等を行い、その報告にかかる補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日南町チャレンジ企業支援補助金額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、日南町チャレンジ企業支援補助金交付請求書（様式第11号）に日南町チャレンジ企業支援補助金額確定通知書の写を添えて町長に提出するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について不正な行為をしたとき。
- (3) 事業計画書に記載した成果目標を達成できなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から適用する。

（施行期日）

2 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日前に、この要綱による補助金を受けている者については、なお従前の例による。

（施行期日）

4 この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

様式第1号 申請書

[別紙参照]

様式第2号その1 事業計画書（起業支援）

[別紙参照]

様式第2号その2 事業計画書（異業種参入）

[別紙参照]

様式第2号その3 事業計画書（新製品開発支援）

[別紙参照]

様式第2号その4 事業計画書（経営改善支援）

[別紙参照]

様式第2号その5 事業計画書（農林産物加工販売支援事業）

[別紙参照]

様式第2号その6 事業計画書（打って出る農林産物加工品販路拡大支援事業）

[別紙参照]

様式第2号その7 事業計画書（事業承継経営強化支援事業）

[別表参照]

様式第2号その8 事業計画書（法改正支援事業）

[別紙参照]

様式第3号 収支予算

[別紙参照]

様式第4号 交付決定

[別紙参照]

様式第5号 変更承認申請

[別紙参照]

様式第6号 事業変更承認通知

[別紙参照]

様式第7号 実績報告

[別紙参照]

様式第8号 自己点検報告書

[別紙参照]

様式第9号 自己点検実施確認表

[別紙参照]

様式第10号 確定通知書

[別紙参照]

様式第 11 号 請求書

[別紙参照]

附 則(平成 26 年 3 月 24 日要綱第 4 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日要綱第 7-1 号)

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行することとし、法改正支援事業については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 6 月 2 4 日要綱第 1 2 号)

この要綱は、令和 2 年 6 月 2 4 日から施行することとし、コロナ感染症対策支援事業については、令和 2 年 4 月 1 日から適用し、令和 4 年 3 月 31 日でその効力を失う。

別表第1(第4条関係)

日南町チャレンジ企業支援事業(起業支援)

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 起業した事業経営を補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択)</p> <p>1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p> <p>2) 起業した事業において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1) 調査研究費</p> <p>2) 製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3) 建物の建築及び改修費</p> <p>4) 構築物の設置及び改修費</p> <p>5) 機械及び装置の購入費</p> <p>6) 工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	<p>左欄の補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>200万円</p>	<p>10万円</p>	<p>千円 (端数切り捨て)</p>

別表第2(第4条関係)

日南町チャレンジ企業支援事業（異業種参入支援）

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			補助金	下限額	上限額
<p>○必須要件 参入した業種での事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択)</p> <p>1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p> <p>2) 参入した業種において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1) 調査研究費</p> <p>2) 製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3) 建物の建築及び改修費</p> <p>4) 構築物の設置及び改修費</p> <p>5) 機械及び装置の購入費</p> <p>6) 工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	<p>左欄の補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>50万円</p>	<p>10万円</p>	<p>千円(端数切り捨て)</p>

別表第3(第4条関係)

日南町チャレンジ企業支援事業（新製品開発支援）

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 開発した新製品の製造等を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択)</p> <p>1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、1名以上の新規常用従業員を雇用する。</p> <p>2) 当該新製品において、補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額を見込む。</p>	<p>1) 調査研究費</p> <p>2) 製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3) 建物の建築及び改修費</p> <p>4) 構築物の設置及び改修費</p> <p>5) 機械及び装置の購入費</p> <p>6) 工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	<p>左欄の補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>50万円</p>	<p>10万円</p>	<p>千円 (端数切り捨て)</p>

別表第4(第4条関係)

日南町チャレンジ企業支援事業（経営改善支援）

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p> <p>○選択要件(1項目以上を選択)</p> <p>1) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、交付を受けた補助金の額以上の売上金額の増加を見込む。</p> <p>2) 補助事業完了年度から起算して3年以内に、事業の経営形態を個人経営から法人経営に変更する。</p>	<p>1) 調査研究費</p> <p>2) 製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3) 建物の建築及び改修費</p> <p>4) 構築物の設置及び改修費</p> <p>5) 機械及び装置の購入費</p> <p>6) 工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	<p>左欄の補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>100万円</p>	<p>10万円</p>	<p>千円 (端数切り捨て)</p>

1)、2) 補助金の額 上限500千円

3) ~6) 補助金の額 上限 1,000 千円

別表第 5(第 4 条関係)

日南町チャレンジ企業支援事業(農林産物加工販売支援事業)

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 町内「道の駅」直売所での製品販売を、開始初年度から起算して3年以上継続する。	1) 調査研究費	左欄の補助対象経費の2分の1以内	50 万円	5 万円	千円 (端数切り捨て)
	2) 製品の販売拡大に係る経費				
	3) 建物の建築及び改修費				
	4) 構築物の設置及び改修費				
	5) 機械及び装置の購入費				
	6) 工具・器具及び備品の購入費 (一品の取得価格が3万円以上のものに限る)				

別表第6(第4条関係)

日南町チャレンジ企業支援事業(打って出る農林産物加工品販路拡大支援事業)

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件 販路拡大で広報した製品販売を、開始初年度から起算して3年以上継続し販売する。</p>	<p>1) 製品の販路拡大に係る以下の経費 ① 広告宣伝費 (POP 製作、イベント出展料等) ② 旅費・宿泊費</p>	<p>左欄の補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>10万円</p>	<p>2万円</p>	<p>千円 (端数切り捨て)</p>

別表第7(第4条関係)

日南町チャレンジ企業支援事業(事業承継経営強化支援事業)

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
○必須要件 鳥取県の『事業承継経営強化支援事業』の交付決定を受けていること。	1) 事業承継を検討している町内中小企業が事業承継計画を策定したり、経営安定化・強化のために専門家コンサルタントを活用する経費。	左欄の補助対象経費の4分の1以内	10万円	2万円	千円(端数切り捨て)

別表第8(第4条関係)

日南町チャレンジ企業支援事業（法改正対応支援）

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件</p> <p>1)新たに制定された規制等に対応するための資産の導入又は改修等を行う。</p> <p>2)現在の事業経営を、補助事業完了年度から起算して3年以上継続する。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費(一品の取得価格が20万円以上のものに限る)</p>	<p>左欄の補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>50万円</p>	<p>10万円</p>	<p>千円 (端数切り捨て)</p>

別表第9(第4条関係)

日南町チャレンジ企業支援事業（コロナ感染症対策支援事業）

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象経費	補助率	補助金の額		
			上限額	下限額	単位
<p>○必須要件</p> <p>1)新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受け^{※1}、事業活動の回復又は新たな事業展開に資すると判断される内容であること。</p> <p>2)今後も継続して事業継続する意思のあるもの。</p>	<p>1)調査研究費</p> <p>2)製品の販売拡大に係る経費</p> <p>3)建物の建築及び改修費</p> <p>4)構築物の設置及び改修費</p> <p>5)機械及び装置の購入費</p> <p>6)工具・器具及び備品の購入費</p> <p>7)その他町長が必要と認めるもの</p>	<p>左欄の補助対象経費の3分の2以内</p>	<p>100万円</p>	<p>10万円</p>	<p>千円 (端数切り捨て)</p>

※1：収入が平成31年より減少していることが確認できる書類を添付すること。

別表第5(第3条関係)

対象業種（日本標準産業分類に準拠）

項目	大分類	中分類
1	A 農業、林業	01 農業（植物工場（施設内で野菜等の生育に必要な環境を、照明や空調、養液供給等により人工的に制御し、季節を問わず連続的に生産可能な栽培施設）において行われるもの及び観光農園）
2	E 製造業	全ての業種
3	G 情報通信業	全ての業種
4	I 卸売業、小売業	全ての業種
5	L 学術研究、専門・技術サービス業	全ての業種
6	M 宿泊業、飲食サービス業	全ての業種
7	N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業を除く（ただし、804 スポーツ施設提供業は対象とする）
8	O 教育、学習支援業	全ての業種
9	P 医療、福祉	全ての業種
10	R サービス業（他に分類されないもの）	次の業種とする 89 自動車整備業 90 機械等修理業

項目1から10に定める対象業種であっても、次に定める業種は対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日、法律第122号）第2条第1項各号に定める営業及び同法第2条第5項各号に規定する性風俗関連特殊営業、同法第2条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可若しくは届出が必要な営業
- (2) 易断所、観相業
- (3) 競輪、競馬等の競走場、競技団
- (4) 芸妓業、芸妓あっせん業
- (5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- (6) 興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
- (7) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）